

令和8年第3回 隠岐広域連合議会定例会 会議録

1. 招集年月日 令和8年9月7日（月）

2. 招集の場所 隠岐広域連合議場

3. 開会（開議） 令和8年9月7日（月） 9時32分宣告

4. 出席議員

1 番 川 本 息 生	6 番 石 橋 良 行	1 2 番 坪 内 涼 二
2 番 亀 澤 林大朗	7 番 村 尾 茂 樹	1 3 番 吉 田 雅 紀
3 番 松 山 貢	8 番 菊 地 政 文	1 4 番 仲 吉 正
4 番 村 上 一	9 番 西 尾 幸太郎	
5 番 脇 田 千代志	1 0 番 石 田 茂 春	

5. 欠席議員

1 1 番 松 本 清 孝

6. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	池 田 高世偉	介護保険課長	上 野 俊 之
副広域連合長	大 江 和 彦	隠岐島前病院事務部長	中 尾 清 司
同	坂 栄 一 秀	隠岐病院事務部長	齋 賀 光 成
同	平 木 伴 佳	同 総務課長	原 幸 一
同	曳 野 晃 夫	同 医事経営課長	藤 野 実
同	野 津 信 吾	診療所事務長	野 津 晶
代表監査委員	吉 田 篤 夫	消防長	田 中 勤
事務局長	藤 野 則 子	消防総務課長	渡 邊 秀 幸
総務課長	和 田 哲 也		

7. 職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長 山 崎 章 書記 高 井 美 雪

8. 会議録署名議員

9 番 西 尾 幸太郎 1 0 番 石 田 茂 春

9. 議事日程 別紙のとおり

10. 議員の異動並びに議席の指定及び変更 なし

11. 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項

(1) 広域連合長提出議案の題目

認定第1号 令和7年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和7年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和7年度隠岐島前病院事業特別会計決算認定について

認定第4号 令和7年度隠岐病院事業特別会計決算認定について

- 認定第 5 号 令和 7 年度国民健康保険中村診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6 号 令和 7 年度国民健康保険五箇診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7 号 令和 7 年度国民健康保険都万診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8 号 令和 7 年度国民健康保険西郷歯科診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9 号 令和 7 年度布施へき地診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 10 号 令和 7 年度久見へき地診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 11 号 令和 7 年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 報告第 3 号 令和 7 年度の公営企業に係る資金不足比率の報告について
- 議第 28 号 隠岐航路フェリーおきの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 29 号 隠岐航路超高速船の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 30 号 隠岐広域連合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 31 号 工事請負変更契約の締結について（隠岐広域連合消防本部通信指令システム及び消防救急デジタル無線システム機器更新事業建設工事）
- 議第 32 号 工事請負変更契約の締結について（隠岐島消防署海士出張所庁舎建設工事）
- 議第 33 号 令和 8 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
- 議第 34 号 令和 8 年度介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 35 号 令和 8 年度国民健康保険医科診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 36 号 令和 8 年度国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 37 号 令和 8 年度へき地診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 38 号 令和 8 年度消防事業特別会計補正予算（第 1 号）

12. 選挙の経過 なし
13. 議事の経過 次ページ以下会議録参照
14. 常任委員の選任 なし
15. 議会運営委員の選任 なし
16. 傍聴者 3 名

議事の経過

○議長（仲吉 正）

皆様、おはようございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和8年第3回議会定例会が招集されたところであります。9月に入りましても、残暑の厳しい日々が続いているところでございますが、今朝ほどニュース等を見ますと、伊豆諸島などでは大雨となり、災害が心配されております。議員の皆様には、ご多忙の中ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本定例会には、認定案件11件、報告案件1件、条例改正案3件、工事請負変更契約案件2件、補正予算案6件を含めまして23案件の上程が予定されております。

議員各位の慎重審議をいただきまして、適切なご決定を賜り、速やかな議事進行が図られますよう、本席からではございますが、ご協力をお願いし、挨拶といたします。

《開 会》 号 鈴

ただいまより令和8年第3回隠岐広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、先ほど事務局長から報告の通りでございます。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時32分）

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第1.「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐広域連合議会会議規則第126条の規定によりまして、9番「西尾幸太郎」議員、10番「石田茂春」議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

日程第2.「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月7日から9月8日の2日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日9月7日から9月8日の2日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

日程第3.「諸般の報告」をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布してあります、別紙「諸般の報告書」を参照願います。

日程第 4. 議案上程

日程第 4.「議案上程」の件を議題といたします。

認定第 1 号「令和 7 年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から、議第 38 号「令和 8 年度消防事業特別会計補正予算（第 1 号）」までの 23 案件を一括して議題といたします。

ただいま議題となりました、23 案件につきましては、提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

○番外（池田広域連合長）

おはようございます。

令和 8 年第 3 回隠岐広域連合議会定例会の開会にあたり、提案理由を申し上げます前に、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、第 3 回議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

朝夕の風が涼しく、過ごしやすい季節となつてまいりましたが、議員各位におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、近年は全国的に災害が激甚化しており、先般の熊本地震や千葉県における豪雨災害など、予測困難な事態が相次いでおります。離島である我が隠岐諸島において、島民の安全な暮らしと避難・物資輸送の生命線を守るためには、本土と隠岐を結ぶ航路の維持が不可欠であります。

現在、隠岐汽船株式会社におきましては、船員不足による減便の状況が続いており、島民生活をはじめ島内の産業活動に大きな影響を及ぼしています。当広域連合といたしましては、この事態を極めて重く受け止め、関係機関と緊密に連携し、採用活動の強化をはじめとする「隠岐航路人材確保対策計画」に基づき、「船員の確保・定着支援」に最優先で強力に取り組んで参る所存でございます。

議員各位におかれましては、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、本定例会提案の諸議案につきまして慎重審議をお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

それでは、認定第 1 号「令和 7 年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から認定第 11 号「令和 7 年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について」であります。令和 7 年度の各会計の決算審査については、監査委員の審査が終了いたしましたので、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、監査委員の「意見書」を付けて、議会の認定に付するものであります。

それでは、認定第 1 号「令和 7 年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

歳入総額は、27 億 8,608 万 7,175 円で、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金のほか、

仁万の里派遣職員人件費負担金等の諸収入が主なものであります。

歳出総額は、27 億 7,717 万 4,917 円となり、総務費においては、人件費、新船建造費、超高速船「レインボージェット」及び仁万の里指定管理料、民生費においては、低所得者介護保険料軽減事業費、公債費においては、仁万の里施設整備費償還金が主なものであります。

したがって、歳入歳出差引残高は、891 万 2,258 円であります。

次に、認定第 2 号「令和 7 年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

歳入総額は、35 億 1,193 万 8,915 円で、保険料、分担金及び負担金、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰越金が主なものであります。

保険料は、第 1 号被保険者の保険料で、5 億 8,742 万 4,160 円の収入となり、決算時点での現年度分収納率は 99.8%となっております。また、支払基金交付金は、第 2 号被保険者の保険料で、8 億 1,970 万 8,000 円となっております。

歳出総額は、34 億 2,513 万 2,624 円で、そのほとんどが保険給付費の 28 億 7,682 万 1,236 円であり、前年度給付額に対して 0.1%の減少となっております。

したがって、歳入歳出差引残額は 8,680 万 6,291 円であります。

次に、認定第 3 号「令和 7 年度隠岐島前病院事業特別会計決算認定について」ご説明申し上げます。

収益的収入及び支出からご説明申し上げます。

病院事業収益は、予算額に対し 1,641 万 6,675 円の増収となり、10 億 1,743 万 3,675 円、病院事業費用は、9 億 9,062 万 1,101 円の決算となり、収支差引 2,681 万 2,574 円の純利益となる決算であります。

資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

資本的支出につきましては、2 億 200 万 1,157 円の決算となっており、建設改良費、企業債償還金及び投資であります。建設改良費の内容は、施設整備として職員宿舍建設業務を実施したほか、医療機器等 5 品目を整備いたしました。

これらの財源は、企業債、構成団体からの出資金等で 1 億 6,938 万 5,100 円となっており、収支差引 3,261 万 6,057 円については、隠岐島前病院整備基金の取崩し及び過年度分損益勘定留保資金にて補てんを行うものであります。

翌年度に繰り越す事業といたしまして、病院職員宿舍整備事業が 1 億 1,380 万円、電子カルテ更新事業が 1 億 5,000 万円となっております。

損益計算書についてご説明いたします。

医業損失は、3 億 7,993 万 3,671 円となり、医業外利益を合わせた経常利益は、2,683 万 3,587 円となりました。また、過年度診療報酬の返還により、特別損失 2 万 1,013 円を計上しております。

したがって、令和 7 年度の決算は 2,681 万 2,574 円の純利益となり、当年度未処理欠損

金として5億3,902万8,834円を計上することとなりました。

次に、認定第4号「令和7年度隠岐病院事業特別会計決算認定について」ご説明申し上げます。

収益的収入及び支出からご説明申し上げます。

病院事業収益は、予算額に対し1億4,514万9,765円の増収となり、37億4,762万3,765円、病院事業費用は、44億866万806円の決算となり、収支差引6億6,103万7,041円の純損失となる決算であります。

資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

資本的支出につきましては、3億6,068万1,410円の決算となっており、建設改良費、企業債償還金及び投資であります。建設改良費の内容は、訪問看護車、除塩フィルターユニット更新工事等の施設整備、エックス線診断装置のほか、医療機器14品目を整備いたしました。

これらの財源は企業債、補助金及び構成団体からの出資金等で3億2,561万4,500円となっており、収支差引3,506万6,910円につきましては、過年度分損益勘定留保資金にて補てんを行うものであります。

損益計算書についてご説明いたします。

医業損失は、14億7,644万8,507円となり、医業外利益、訪問看護事業利益を合わせた経常損失は、1億6,481万6,668円となりました。また、固定資産の整理等に伴い、特別利益1億2,912万9,982円を計上し、令和6年度決算に基づく、構成団体負担金の精算及び固定資産の整理等により、特別損失6億2,535万355円を計上しております。

したがって、令和7年度の決算は6億6,103万7,041円の純損失となり、当年度未処理欠損金として51億3,705万1,256円を計上することとなりました。

次に、認定第5号「令和7年度国民健康保険中村診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

歳入総額は、1億3,096万8,542円で、診療収入、分担金及び負担金、諸収入が主なものであります。

歳出総額は、1億2,588万1,878円で、総務費においては、人件費及び派遣職員負担金、医業費においては、薬品費が主なものであります。

したがって、歳入歳出差引残額は508万6,664円であります。

次に、認定第6号「令和7年度国民健康保険五箇診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

歳入総額は、1億5,911万3,318円で、診療収入、分担金及び負担金、繰越金、諸収入が主なものであります。

歳出総額は、1億3,623万5,844円で総務費においては、人件費及び派遣職員負担金、医業費においては、薬品費が主なものであります。

したがって、歳入歳出差引残額は2,287万7,474円であります。

次に、認定第 7 号「令和 7 年度国民健康保険都万診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

歳入総額は、2 億 8,193 万 1,204 円で、診療収入、分担金及び負担金、繰越金が主なものがあります。

歳出総額は、2 億 4,136 万 7,865 円で総務費においては、人件費及び派遣職員負担金、医業費においては、電子カルテ更新費及び薬品費が主なものであります。

したがって、歳入歳出差引残額は 4,056 万 3,339 円であります。

次に、認定第 8 号「令和 7 年度国民健康保険西郷歯科診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

歳入総額は、9,123 万 5,378 円で、診療収入、分担金及び負担金、繰越金が主なものであります。

歳出総額は、8,352 万 3,161 円で総務費においては、人件費及び派遣職員負担金、医業費においては、診療材料費及び歯科技工委託料が主なものであります。

したがって、歳入歳出差引残額は 771 万 2,217 円であります。

次に、認定第 9 号「令和 7 年度布施へき地診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

歳入総額は、4,555 万 2,882 円で、診療収入、分担金及び負担金が主なものであります。

続きまして、73 ページから 75 ページをお願いいたします。

歳出総額は、4,479 万 1,147 円で総務費においては、派遣職員負担金、医業費においては、薬品費が主なものであります。

したがって、歳入歳出差引残額は 76 万 1,735 円であります。

次に、認定第 10 号「令和 7 年度久見へき地診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

歳入総額は、817 万 533 円で、診療収入、分担金及び負担金、県支出金が主なものであります。

歳出総額は、774 万 3,420 円で総務費においては、派遣職員負担金、医業費においては、電子カルテ保守料及び薬品費が主なものであります。

したがって、歳入歳出差引残額は 42 万 7,113 円であります。

次に、認定第 11 号「令和 7 年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

歳入総額は、16 億 9,736 万 8,727 円で、分担金及び負担金、繰越金、諸収入が主なものであります。

歳出総額は、16 億 9,233 万 903 円で総務費において、人件費が主なものであります。

事業費においては、島前分署及び海士出張所の施設整備費、通信指令システム及びデジタル無線システム機器更新、海士出張所査察車購入並びに知夫出張所救急車更新が主なものであり

ます。

翌年度に繰り越す事業といたしまして、島前分署及び海士出張所施設整備費が6億7,839万2,000円となっております。

したがって、歳入歳出差引残額は503万7,824円であります。

次に、報告第3号「令和7年度の公営企業に係る資金不足比率の報告について」ご説明申し上げます。

隠岐島前病院事業特別会計及び隠岐病院事業特別会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、監査委員の審査が終了いたしましたので、監査委員の「意見書」をつけて議会に報告をするものであります。

次に、議第28号「隠岐航路フェリーおきの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

令和9年5月下旬に引き渡されるフェリーしげさの設置及び管理に関し、フェリーおきに限定する題名及び条文の字句を改め、航路船にフェリーしげさを追加するとともに、今後の隠岐汽船株式会社による、旅客運賃及び自動車航送運賃改定に対応できるよう、利用料金に係る基準額等の改正を行うものであります。

施行期日は、令和9年4月1日から施行とし、指定管理者の指定等の準備行為及び利用料金の基準額に係るついてご説明申し上げます。

改正は公布の日からとするものであります。

次に、議第29号「隠岐航路超高速船の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」に超高速船の利用料金に関し、フェリーと同様に、今後の隠岐汽船株式会社による、旅客運賃改定に対応できるよう、旅客料金に係る基準額等の改正を行うものであります。

施行期日は、公布の日からとするものであります。

次に、議第30号「隠岐広域連合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

島前地域の消防体制について、現行の島前分署を「島前消防署」に改め、島前消防署及び海士出張所の位置を新庁舎所在地に改めるものであります。

現行体制では、現場の指揮・運営と事務決裁権限が分離していることから、島前消防署長を配置し、権限と責任を一体的に付与し、災害時における迅速な対応及び消防行政の効率化を図るため、所要の改正を行うものであります。

施行期日は、令和9年4月1日から施行とし、準備行為に係る規定は公布の日から施行するものであります。

次に、議第31号「工事請負変更契約の締結について（隠岐広域連合消防本部通信指令システム及び消防救急デジタル無線システム機器更新事業建設工事）」についてご説明申し上げます。

隠岐広域連合消防本部通信指令システム及び消防救急デジタル無線システム機器更新事業建設工事について、工事場所の地番を変更するとともに、電子部品の納入遅延に伴い、工期を令

和 9 年 3 月 31 日まで延長するため、工事請負変更契約を締結いたしたく、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第 32 号「工事請負変更契約の締結について（隠岐島消防署海士出張所庁舎建設工事）」についてご説明申し上げます。

隠岐島消防署海士出張所庁舎建設工事について、中東情勢の不安定化による資材調達の遅れ及び隠岐汽船の減便に伴う施工体制への影響により、工期を令和 9 年 1 月 31 日まで延長するため、工事請負変更契約を締結いたしたく、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第 33 号「令和 8 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費において、超高速船「レインボージェット」の指定管理料について前年度精算に伴う委託料の減、隠岐航路人材確保支援事業に伴う補助金の増、仁万の里の指定管理料について前年度精算に伴う委託料の減、前年度繰越金の確定に伴う構成団体負担金返還金の増が主なものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金の減、繰入金及び繰越金の増が主なものであります。

したがって、歳入歳出それぞれ 1,696 万 6,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 23 億 8,734 万 8,000 円とするものであります。

次に、議第 34 号「令和 8 年度介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、基金利息の増に伴う積立金及び前年度繰越金の確定に伴う国・県及び町村への返還金を増額するものであります。

歳入につきましては、財産収入、繰入金及び繰越金を増額するものであります。

したがって、歳入歳出それぞれ 9,339 万 4,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 35 億 7,890 万 9,000 円とするものであります。

次に、議第 35 号「令和 8 年度国民健康保険医科診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費において、前年度繰越金の確定により償還金を増額するものであります。

歳入につきましては、繰越金を増額するものであります。

したがって、歳入歳出それぞれ 5,816 万 2,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 3 億 5,401 万 7,000 円とするものであります。

次に、議第 36 号「令和 8 年度国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費において、前年度繰越金の確定により償還金を増額するものであります。

歳入につきましては、繰越金を増額するものであります。

したがって、歳入歳出それぞれ 1,808 万 2,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 1 億 5,806 万 2,000 円とするものであります。

次に、議第 37 号「令和 8 年度へき地診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費において、前年度繰越金の確定により償還金を増額するものであります。

歳入につきましては、繰越金を増額するものであります。

したがって、歳入歳出それぞれ 119 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を 4,385 万 2,000 円とするものであります。

次に、議第 38 号「令和 8 年度消防事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費において、次年度採用予定者の増に伴う貸与品購入費の増、島前分署新庁舎における電気主任技術者選任に伴う委託料の増、前年度繰越金の確定により償還金を増額するものであります。

事業費においては、島前分署及び海士出張所水道新規加入に伴う負担金を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金、繰越金を増額するものであります。

したがって、歳入歳出それぞれ 698 万 4,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 7 億 9,034 万 5,000 円とするものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、何卒慎重なるご審議をいただきまして、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終らせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（仲吉 正）

以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第 5. 監査委員報告

日程第 5.「令和 7 年度各会計決算審査報告」及び「令和 7 年度の公営企業に係る資金不足比率の報告」についてを行います。吉田代表監査委員から令和 7 年度各会計決算審査報告及び令和 7 年度の公営企業に係る資金不足比率の報告をお願いいたします。

○番外（吉田代表監査委員）

皆さんおはようございます。監査委員の吉田です。よろしくお願いいたします。

それでは、令和 7 年度各会計決算及び各基金の運用状況及び、並びに令和 7 年度の公営企業に係る資金不足比率の審査についてご報告いたします。

はじめに、令和 7 年度普通会計及び公営企業会計の決算審査を実施いたしましたので、その結果及び意見についてご報告いたします。

決算審査は、令和8年7月21日から7月31日の5日間をかけて、広域連合長から提出された、令和7年度11会計の決算と基金の運用状況について、地方自治法第199条及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、各会計歳入歳出決算及び証拠書類、その他の政令に定める書類並びに地方自治法第241条第5項の規定により、各基金の運用状況を示す書類について審査をいたしました。

審査の手続きといたしましては、普通会計につきましては、各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、財政の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼に置き、関係諸帳簿及び証拠書類との照合など、通常実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と認めるその他の審査手続きを実施いたしました。

また、公営企業会計につきましては、各決算書類及び決算附属書類について、法令及び会計規則は遵守されているか、会計記録について真実性の原則が守られているか、資本取引と損益取引は明確に区分されているか、明瞭性の原則が守られているか、また会計処理の基準及び手続きについて、継続性が守られているかなどを主眼に置き、関係諸帳簿及び証拠書類との照合など、通常実施すべき審査手続きを実施いたしました。

審査の結果につきましては、審査に付された一般会計特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、誤りのないものと認めました。

隠岐島前病院事業特別会計、隠岐病院事業特別会計とともに審査に付された決算書類、決算附属書類は法令に定められたすべての書類が具備されており、正規の簿記の原則に基づき、会計帳簿が作成されており、決算書類の計数は正確であり、関係諸帳簿と一致しておりました。貸借対照表の年度末現在の財政状況においても適正に処理、表示されておりました。

次に、決算審査における指摘事項について申し上げます。

広域連合が所有する土地及び建物の財産管理については、現状確認が容易となる図面や写真などを添付するなどして、財産管理台帳の整備の充実をお願いしたところでございます。

そのほかの指摘につきましては、指摘事項一覧の通りでございます。

以上で令和7年度各会計の決算審査の報告といたします。

次に、公営企業に係る資金不足比率についてご報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和7年度の公営企業に係る資金不足比率の審査を実施いたしましたのでご報告いたします。

広域連合長から提出された隠岐島前病院及び隠岐病院の資金不足比率については、財政指標の計算数値の適正について、損益計算書、貸借対照表と数値照合を行い、両病院とも資金不足はないものと認められました。

以上をもちまして、令和 7 年度の決算審査及び公営企業に係る資金不足比率についての報告を終わります。

○議長（仲吉 正）

以上で、令和 7 年度各会計決算審査報告及び令和 7 年度の公営企業に係る資金不足比率の報告について終わります。

ここで 10 時 30 分まで休憩いたします。

（本会議休憩宣告 10 時 15 分）

会議を再開いたします。

（本会議再開宣告 10 時 28 分）

日程第 6. 質疑

日程第 6.これより「質疑」を行います。

認定第 1 号「令和 7 年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から、認定第 11 号「令和 7 年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について」までは、後ほど各常任委員会に付託をいたしますので、まず認定案件以外の 11 案件について質疑を行います。

最初に、議第 28 号「隠岐航路フェリーおきの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、質疑を行います。

この案件について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、議第 28 号の質疑を終わります。

次に、議第 29 号「隠岐航路超高速船の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、議第 29 号の質疑を終わります。

次に、議第 30 号「隠岐広域連合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、議第 30 号の質疑を終わります。

次に、議第 31 号「工事請負変更契約の締結について（隠岐広域連合消防本部通信指令システム及び消防救急デジタル無線システム機器更新事業建設工事）」について、質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、議第 31 号の質疑を終わります。

次に、議第 32 号「工事請負変更契約の締結について（隠岐島消防署海士出張所庁舎建設工事）」、これについて質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。議第 32 号の質疑を終わります。

次に、議第 33 号「令和 8 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 2 号）」について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、議第 33 号の質疑を終わります。

次に、議第 34 号「令和 8 年度介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第 35 号「令和 8 年度国民健康保険医科診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）」について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第 36 号「令和 8 年度国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）」について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第 37 号「令和 8 年度へき地診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）」について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第 38 号「令和 8 年度消防事業特別会計補正予算（第 1 号）」について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

ここで、認定第 1 号「令和 7 年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から、認定第 11 号「令和 7 年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について」までの、各決算認定について、各常任委員会に付託をする前に、所管の委員会以外の議員からの質疑の時間を設けたいと思います。

最初に総務消防常任委員会所管案件について質疑を行います。

認定第1号「令和7年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」、総務消防常任委員会以外の議員の質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に、認定第11号「令和7年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について」、総務消防常任委員会以外の議員の質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に、医療介護常任委員会所管の案件について質疑を行います。

認定第2号「令和7年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、医療介護常任委員会以外の議員の質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に、認定第3号「令和7年度隠岐島前病院事業特別会計決算認定について」、医療介護常任委員会以外の議員の質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に、認定第4号「令和7年度隠岐病院事業特別会計決算認定について」、医療介護常任委員会以外の議員の質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で、認定第4号の質疑を終わります。

次に、認定第5号「令和7年度国民健康保険中村診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について」から、認定第7号「令和7年度国民健康保険都万診療所事業特別会計歳入歳出決算認定」までの3案件について質疑を行います。医療介護常任委員会以外の議員の質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で、認定第5号から認定第7号の質疑を終わります。

次に、認定第8号「令和7年度国民健康保険西郷歯科診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について」質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。認定第8号の質疑を終わります。

次に、認定第9号「令和7年度布施へき地診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について」及び認定第10号「令和7年度久見へき地診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について」の2案件について質疑を行います。医療介護常任委員会以外の議員の質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で、認定第9号及び認定第10号の2案件の質疑を終わります。

以上で質疑を終了いたします。

○4番（村上 一）

すいません。今、医療介護以外の常任委員の質疑ということで聞いていたのですけれども、認定第2号について、質問があったのですけれども、戻りますがよろしいでしょうか。

○議長（仲吉 正）

特別に許可させていただきます。簡潔にお願いいたします。

○4番（村上 一）

すいません。どこで質問していいかわからなかったので、手が挙げられませんでしたけれども、介護保険事業特別会計について、先ほど監査委員からも報告がありましたけれども、基金の残高のところで、私は以前一般質問で、基金残高が相当あるので、取り崩して保険料を下げるべきではないかという質問をしたと思うのですけれども、この決算の中で、監査報告の方から、それについての意見はなかったのかなと思いますけれども、2億円以上の基金がたまってきていると思いますが、それについての執行部の方の残高についての見解、今後どうするつもりなのかということについて、もしお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○番外（上野介護保険課長）

介護保険課上野です。ご質問いただきました基金ですが、残高大幅積み上がっているということの今後に向けての検討というところで回答させていただきます。

今年度、第10期介護保険事業計画の策定年度でありまして、今現在策定を進めております。その中で第10期の保険料についても、基準額を検討することになっております。

その検討にあたって、この基金というところの取り崩しや、保険料の設定に係る金額等を検討していくことになっていきますが、今現在そういうふうに取り組んでおりまして、方向としましては基準額の据え置き、または基準額を下げる方向になるのかなというところで、予想をしております。

また、事業計画策定がある程度決まりましたら、議会の方にも報告させていただきますので、その時に金額もあわせて報告させていただきます。よろしいでしょうか。

○4番（村上 一）

はい、わかりました。ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

○5番（脇田 千代志）

誠に申し訳ありません。私も村上議員と同じ理由で質問を漏らしておりましたので質問させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（仲吉 正）

はい、お願いします。

○5番（脇田 千代志）

ありがとうございます。

そうしますと、認定第1号、資料1－2をご覧いただきたいと思います。

決算に関する附属資料の、6ページの内容について、他の内容については詳しくご説明ありましたが、この6ページについてだけ、ご質問させていただきたいと思います。

私が確認させていただきたいのは、議員の交際費、事務局の交際費です。それから事業費について、次の一般管理費の報償費と、それから交際費についてです。

まず、議会費の9節・交際費、議員視察及びお土産代等、それから10節・需用費の会議時お茶代等、これは隠岐の島町の事例から言いますと、認められておりません。議員の活動に係る部分で、個人で対応するという部分で、隠岐の島町議会の方ではこれは事務局としては認められておりません。こちらでも、単町村で認められてないものが大きくなると認められるというふうに住民の皆さんから評価を受けたときに、私としては、これは今後設けられないほうがいいのではないかなということがあります。

それから、お尋ねしたいのは、次の一般管理費の7節・報償費、メンタルヘルス研修会講師謝金が7万8,000円となっております。これは報償費の謝金としてだけの部分なのか、あるいは旅費等も含めた総経費として7万8,000円なのかを確認させていただきたいと思います。

それと交際費の隠岐圏域精神科支援にかかる会食費が1回で6万円かかっております。これも例えば交際費の支給基準とか、広域連合の方で定められていて、それに則ったものであるというなら、その部分を示していただきたいと思います。例えば、単価がいくらで、何人の出席でこうなりましたという部分を、もし今お示しいただけなければ、後でご説明いただければと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（仲吉 正）

ただいま、認定第1号について、脇田議員から3点ほど質問がございました。これについて、答弁をお願いいたします。

○番外（和田総務課長）

脇田議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の交際費のところの部分ですが、隠岐の島町さんでは認められていない経費ということで、そのあたりを承知しておりませんでした。ということであれば構成町村に状況を調べさせてもらって、出ないというところであれば、広域連合の方も改めるかもしれないですけど、一旦調査させていただきたいというふうに思います。

それからメンタルヘルスの講師のところは、謝金と旅費を含んだものという費用でございます。また、最後のご質問のところは、数までは把握しておりませんので、また調べて本日のところで、回答申し上げたいと思います。

○5番（脇田 千代志）

承知いたしました。よろしくお願いします。

○議長（仲吉 正）

以上で質疑を終了いたします。

日程第 7. 議案の委員会付託

次に、日程第 7.「議案の委員会付託」の件についてを議題といたします。

本日提出されました議案の、認定第 1 号「令和 7 年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第 11 号「令和 7 年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について」までの 11 案件を各常任委員会の審査に付することを議題といたします。

お諮りをいたします。

本案は、お手元に配付の別紙 2「常任委員会議案付託一覧表」のとおり、各常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これに、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、認定第 1 号から認定第 11 号までの 11 案件は、「常任委員会議案付託一覧表」のとおり、各常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第 8. 一般質問

日程第 8.これより「一般質問」を行います。

一般質問は、お手元に配付しました別紙 3「通告一覧表」のとおりであります。

質問時間は答弁を除き 30 分以内とし、質問は再々質問となっておりますので、質問される議員そして執行部におかれましては、ご協力をお願いいたします。

それでは、質問を許可いたします。4 番・村上一議員。

○4 番（村上 一）

どうも改めまして、皆さんおはようございます。日本共産党の村上一です。

6 月定例会での一般質問、回答、その後の状況を踏まえ、隠岐汽船減便問題について質問します。

隠岐航路振興協議会や隠岐航路人材確保ワーキンググループ会議での協議対策が続いていますが、現状は大変厳しい状況です。特に、貨物や車両の積み込み、安全航海を担っている甲板部の人員不足が深刻です。

広域連合から、今回の 8 月 31 日に行われた全員協議会に提出された資料です。これは私がコピーしてきたのですが、この資料によりますと、昨年の対策開始段階での船員不足数は全体で 12 名、甲板部は 7 名でした。対策をとって、令和 7 年度末どうだったかというと、その時の状況は全体で 2 名増え 14 名、甲板部は 1 名不足が増えて 8 名となっています。そして、直近令和 8 年度の見込みが出ておりますが、これからの見込みも含めて全体で 14 名が不足、甲板部 10 名不足となっています。ということは、昨年この減便が始まってからさらに、悪い状況になっているという報告でした。

私が心配しているのは、甲板部が 10 名という数字が出ていることです。実際に、採用もあり

ますけれども、甲板部の離職が続いているという状況です。私は隠岐水産高校で長年漁業科の教員をやったので、甲板部に就職している卒業生たちをたくさん知っておりますので、隠岐汽船に乗るたびに卒業生から話を聞いてきました。

そして、甲板部船員はもちろんですけれども、辞めていった元船員からも、話を聞きましたけれども、3便体制のときは、そもそも人が不足している、船員が不足していて、甲板部は特に不足しているので休みが少ない。2便体制になり、何とか休みが取れるようにはなったとしても、各停泊港での車両や貨物の積み込み作業が、体力的に大変きついという話を聞きました。

この2便体制になって、停泊時間を見てもみると、フェリーおきでは西郷港で35分、菱浦港で20分、別府港では15分、フェリーしらしまでは来居港で5分です。その短い時間の間に車両のおろしをし、積み込みをし、貨物の積みおろしをしなければならず、船長も含め、甲板部総出で、作業を行っているということです。

車両はただ積み込むだけではなく、以前NHKで放送されましたけれども、車に乗ってくると重たいワイヤーやターンバックルを走って取りに行き、運び、それを固縛するという、そういう大変重労働をしております。

私はわからなかったのですけれども、島前の港では、トラックに積み込んだ水産物や魚のトロ箱、郵便の小包などを包み込んでいるのかなと思っておりましたけれども、バラ積みだそうです。ですから、フェリーの後ろにきたトラックからトロ箱や郵便物を船員が手作業で船内に、車両甲板に運んでいるという状況でした。ですから船長含め甲板部総出でやっているという話でした。こういう作業で腰を痛める船員も出ているということも聞きました。

これは7月、8月の話でしたので、そういう作業やってきているんだなということを聞いて、私もびっくりしたのですけれども、そうであれば、何とか島後地区では、郵便局にしても、水産物にしても、トラックに積み込んで、トラックを積み込めばいいということなので、そういう作業はないということです。島前地区においても、そういうことができないのかということ、隠岐汽船自体がそれは考えなければいけないことかもしれませんが、今この減便状態を何とかしようという状況であれば、オール隠岐ということで、オール島根も含めてですけれども、できることはないのかなということを、船員さんたちから話を聞いて思ったところです。

そこで、広域連合長と副連合長にお聞きします。甲板部船員の離職を防ぎ、船員を増やすためにも、日本郵便やJFそれから水産会社などへ要請をするなどして、広域連合や市町村や県が、協力することがあるのではないのでしょうか。

以上、質問いたします。

○番外（池田広域連合長）

ただいまの村上議員の一般質問についてお答えいたします。

議員ご承知の通り、甲板部の船員不足は大変厳しい状況にあり、船員の確保とともに、現在勤務している船員が安心して長く働くことのできる環境を整えることが重要であると認識しております。

このことから隠岐広域連合といたしましても、これまで隠岐航路振興協議会や隠岐航路人材確保対策検討ワーキンググループ会議などにおいて、船員の人材確保や職場環境について協議を進めて参りました。

議員ご指摘の島前地区における荷役作業につきまして、隠岐汽船株式会社に現状を確認したところ、日本郵便、JF とは日頃から連携を図り、貨物の量や大きさなどに応じて、通常のバラ積みからトラックによる輸送に切り替えるなど、船員の負担軽減について一定の対応がすでに行われているとのこととあります。

したがって、現時点におきまして隠岐広域連合、隠岐4町村、島根県が新たに日本郵便、JF、水産関係事業者に対して、荷役方法等について要請することはないものと考えております。

一方で、議員ご指摘のように、限られた停泊時間の中で、車両の積みおろしや固縛、貨物の積みおろしなど甲板部の船員が多く、作業を担っていることは承知しております。

こうした現場の負担が、船員の離職や人材確保の難しさにつながっていないかにつきまして、引き続き現場の船員の声を丁寧に聞きながら、必要に応じて作業方法や勤務体制等について検討していく必要があると考えております。また、隠岐汽船株式会社からも、行政に対しまして引き続き、船員の人材確保に向けた取り組みについて協力を求められているところであります。

隠岐広域連合といたしましては、船員の採用に繋がる情報発信や採用活動への支援、島根県や隠岐4町村との連携を引き続き進めるとともに、船員が長く働き続けられる職場環境づくりにつきましても、隠岐汽船株式会社と協議を続けて参ります。

船員不足は単に一事業者の人材確保の問題でだけではなく、島民の生活や産業を支える隠岐航路の安定運航に直結する重要な課題であります。

今後も、現場の実情を十分に把握しながら、隠岐汽船株式会社、隠岐4町村、島根県など関係機関と連携し、船員の確保と離職防止の両面から、実効性のある取り組みを進めて参りますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○4番（村上 一）

再質問を行います。

先ほど私も質問の中でちょっと言ったのですが、今の答弁の中で、隠岐汽船と日本郵便、JF との間で日頃から連携を図って改善が、一定の対応がすでに行われているという回答でしたけれども、私が船員さんから聞いたのは8月の状況でした。

この一定の対応がすでに行われているというのが、いつ、どのような対応が行われているのか、もしお分かりでしたら教えていただきたいということが1つです。

それから、最後の方で今、広域連合長が言っていたことが非常に大事なことだと思ひまして、ワーキンググループで、特に船員を採用する、それから離職するのを防ぐということ、を具体的に去年から取り組んできていると思うのですが、ぜひこのワーキンググループでそういう船員が離職する原因も含めて検討するということをすべきではないかなというふう

に思っております。

ですから、全員協議会の時にも言いましたけれども、それと離職する原因が大事ということと、それから昨年のワーキンググループの会議で決まって、今年からやられている隠岐水産高校の生徒に対するインターンシップ、それから合同授業というような、取り組みが非常に、多分、今後効果をあらわしてくると思いますので、ぜひこのワーキンググループの中に、船員さんの代表といたしますか、おそらく組合の職場委員さんがいると思うので、組合の方から職場委員さんに出てきてもらうとか、それから隠岐水産高校の進路部長に入ってもらおうとかということをしてしながら、具体的な対策をとっていくことが大事なかなと思いますので、その2点について、どのようにお考えかということをお聞かせ願いたいと思います。お願いします。

○番外（池田広域連合長）

2点の質問にお答えいたします。

すでに実施しているという部分について、いつからということですが、今、副連合長にも確認しましたが、8月から実際にJFさん、日本郵便と協議しながら、今、お話ししたような対策をしているということです。

そして、ワーキンググループへの水産高校の関係者の参入といたしますか、委員さんという、前回もそのお話でしたが、実際に水産高校との協議はしますが、委員としてきちんと入るというよりも、どちらかというオブザーバーで入った方が学校関係者は助かるというのが実情ですので、一切入れないじゃなくて、必要に応じてワーキングの方に参加していただくというふうに今は考えておりますので、ご了承願いたいと思います。

○4番（村上 一）

8月から対策がとられているということですので、ぜひ今後もそういうできることはどんどんやっていただきたいというふうに思っています。

それから、質問の1つに、船員の代表もワーキンググループに入れたらという話でしたが、先ほど委員として入るよりもオブザーバー的ということも、連合長、言っておられましたが、どういう形であるかは問いませんが、ぜひ水産高校の進路の先生、それから船員の代表という人たちからも今後も話を聞いて、その船員の負担軽減、離職防止のためにどうしたらいいかっていうことをやっていくということも、やりながら新たな採用人材を確保していったって、3便体制に早く戻すという取り組みをしてもらいたいというふうに、思っております。

特に、今回私が聞いたのは、船員さんから直接話を聞きましたので、おそらくこの貨物の問題だけではなくて、他にもいろいろあるのではないかなと思いますので、前から私は言ってますけれども、船員を大事にするということが本当に大事だと思っていて、隠岐汽船に就職したい、隠岐汽船をいい会社だというふうに水産高校の高校生たちも思い、島民もみんなが思うようなそういう会社になるためにも、ぜひ船員さんたちからいろんな想いを聞いたりとかというように、そういう仕組みづくりを今後も続けてもらいたいというふうに思います。

そのことについて、執行部からの発言を求めたいと思います。よろしくお願いします。

○番外（池田広域連合長）

船員確保、そして持続して働いていただける環境づくりという面だと思いますけれども、今もそうですけれども、先般も海上保安庁、陸上自衛隊、いろんなところに我々も行って、願いをし、一定のご回答として、直接どうのこうのではないけれど、きちんと自分の部署内でも隠岐汽船という会社というお話はしていただける、また企業としての説明会の場所も作っていただけるというような回答もいただいておりますし、まず、きちんとした環境づくりや船員の確保に向かって我々も努力しますし、今、議員が言われた離職しない環境づくりは当然であって、今もしっかりと話し合いをしていますし、今後も、学校関係者、船員さん、そういった関係者のお話は十分聞いて、対応していきたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思っています。

○4番（村上 一）

ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（仲吉 正）

以上で、一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしました。

明日、9月8日は、各常任委員長からの報告書の調整などを考慮いたしまして、9時50分より、本会議を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて休会をいたします。どうも、皆さんお疲れ様でした。

（散会宣告 11時07分）

令和8年第3回 隠岐広域連合議会定例会 会議録

1. 開会（開議） 令和8年9月8日（火） 9時50分宣告

2. 出席議員

1番 川 本 息 生	6番 石 橋 良 行	13番 吉 田 雅 紀
2番 亀 澤 林大朗	8番 菊 地 政 文	14番 仲 吉 正
3番 松 山 貢	9番 西 尾 幸太郎	
4番 村 上 一	10番 石 田 茂 春	
5番 脇 田 千代志	12番 坪 内 涼 二	

3. 欠席議員

7番 村 尾 茂 樹 11番 松 本 清 孝

4. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	池 田 高世偉	介護保険課長	上 野 俊 之
副広域連合長	大 江 和 彦	隠岐島前病院事務部長	中 尾 清 司
同	坂 栄 一 秀	隠岐病院事務部長	齋 賀 光 成
同	平 木 伴 佳	同 総務課長	原 幸 一
同	曳 野 晃 夫	同 医事経営課長	藤 野 実
同	野 津 信 吾	診療所事務長	野 津 晶
事務局長	藤 野 則 子	消防長	田 中 勤
総務課長	和 田 哲 也	消防総務課長	渡 邊 秀 幸

5. 職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長 山 崎 章 書記 高 井 美 雪

議事の経過

○議長（仲吉 正）

ただいまから本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時50分）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1. 委員長報告

日程第1.「委員長報告」を行います。

各常任委員会に付託いたしました、認定第1号「令和7年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から、認定第11号「令和7年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について」までの11案件を一括して議題といたします。

ただいま、議題となりました件につきまして、所管の委員会におけます審査の経過及び結果について、それぞれの委員長の報告をお願いいたします。

はじめに、総務消防常任委員長「6番・石橋良行」議員。

○6番（石橋 良行）

総務消防常任委員会委員長報告。

隠岐広域連合議会議長、仲吉正様、総務消防常任委員会の報告をします。

本定例会で付託されました、認定第1号「令和7年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」、認定第11号「令和7年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について」の2案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、会期中の9月7日に開催し、慎重に審議を行いました。審議の結果、すべての案件について、全会一致で認定すべしとしたところであります。付議事件の審査の中で特に議論の多かった意見等は、次のとおりです。

1、一般会計において、隠岐広域連合は隠岐地域の住民に密接な事業を展開しているため、広報紙「いきいき広域」の配布、回覧、デジタル配信を含め、周知の方法等について十分検討するように要望しました。

2、消防事業特別会計について、繰越事業である庁舎建設工事において、中東情勢の影響による工期変更や契約金額の変動等、国や県のスライド条項に準拠した運用に配慮するよう要望しました。

3、次年度に予定している行政視察の視察先について、昨今頻発して発生している自然災害に鑑み、消防、救急、防災をテーマに視察先を検討するよう要望しました。

以上報告いたします。令和8年9月8日、総務消防常任委員会委員長、石橋良行。

○議長（仲吉 正）

次に、医療介護常任委員長「1番・川本息生」議員。

○1番（川本 息生）

医療介護常任委員会委員長報告。

隠岐広域連合議会議長、仲吉正様、医療介護常任委員会の報告をいたします。

本定例会で付託されました、認定第2号「令和7年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」から、認定第10号「令和7年度久見へき地診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について」までの9案件について、審査の経過と結果について報告をいたします。

当委員会は、会期中の9月7日に開催し、慎重に審議を行いました。審議の結果、すべての案件について、全会一致で認定すべしとしたところであります。付議案件の審査の中で特に議論の多かった意見等は次のとおりです。

医療介護の現場における人材確保対策を継続し提供体制の維持に努めるよう要望しました。

1、医療介護の現場における人材確保対策を、継続的かつ積極的に推進し、持続可能な医療介護サービスの提供体制の維持、充実に努めるよう要望いたしました。

2、両病院において、収支改善に向けた取り組みを着実に進めるとともに、議会との情報共有や意見交換を図りながら、将来を見据えた健全かつ持続可能な経営に努めるよう要望いたし

ました。

以上報告いたします。令和 8 年 9 月 8 日、医療介護常任委員会委員長、川本息生。

○議長（仲吉 正）

以上で「委員長報告」を終わります。

日程第 2. 討論

日程第 2.これより「討論」を行います。

認定第 1 号「令和 7 年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から、議第 38 号「令和 8 年度消防事業特別会計補正予算（第 1 号）」までの 23 案件を、一括して討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許可します。

（「なし」の声あり）

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

「賛成討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

日程第 3. 採決

日程第 3.これより「採決」を行います。

この採決は、起立によって行ないます。

はじめに、認定第 1 号「令和 7 年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第 11 号「令和 7 年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について」までの 11 案件について採決を行います。

本案は、原案のとおり認定することに、賛成の方はご起立をお願いいたします。

（ 起立全員 ）

起立「全員」であります。

よって、認定第 1 号「令和 7 年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第 11 号「令和 7 年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について」までの 11 案件については、原案のとおり認定されました。

次に、議第 28 号「隠岐航路フェリーおきの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」から議第 30 号「隠岐広域連合消防本部及び消防署の設置などに関する条例の一部を改正する条例」までの 3 案件について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することについて、賛成の方はご起立をお願いいたします。

（ 起立全員 ）

起立「全員」であります。

よって、議第 28 号「隠岐航路フェリーおき設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」から議第 30 号「隠岐広域連合消防本部及び消防署の設置などに関する条例の一部を改正する条例」までの 3 案件につきましては、原案のとおり可決とされました。

次に、議第 31 号「工事請負契約変更契約の締結について（隠岐広域連合消防本部通信指令システム及び消防救急デジタル無線システム機器更新事業建設工事）」及び議第 32 号「工事請負変更契約の締結について（隠岐島消防署海士出張所庁舎建設工事）」、この 2 案件についての採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いいたします。

（ 起立全員 ）

起立「全員」であります。

よって、議第 31 号「工事請負変更契約の締結について（隠岐広域連合消防本部通信指令システム及び消防救急デジタル無線システム機器更新事業建設工事）」及び議第 32 号「工事請負変更契約の締結について（隠岐島消防署海士出張所庁舎建設工事）」、この 2 案件については、原案のとおり可決とされました。

次に、議第 33 号「令和 8 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 2 号）」から、議第 38 号「令和 8 年度消防事業特別会計補正予算（第 1 号）」までの 6 案件について採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方はご起立をお願いいたします。

（ 起立全員 ）

起立「全員」であります。

よって、議第 33 号「令和 8 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 2 号）」から、議第 38 号「令和 8 年度消防事業特別会計補正予算（第 1 号）」までの 6 案件につきましては、原案のとおり可決されました。

以上で、採決を終わります。

日程第 4. 閉会中の継続審査

日程第 4.「閉会中の継続審査」についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、審査の終えることのできなかった事件及び調査を要する事項について、隠岐広域連合議会会議規則第 75 条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

申し出の内容は、お手元に配布をいたしました別紙 4「閉会中の継続審査（調査）申出一覧表」のとおりであります。

お諮りをいたします。

本案は、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査、調査をすることに、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査に付することに決定をいたしました。

以上で、「閉会中の継続審査」の件を終わります。

以上をもちまして、本定例会に提出されました議案は、継続審査となった案件を除き、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

(本会議閉議宣告 10時03分)

○番外（池田広域連合長）

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会には、認定案件 11 件、報告案件 1 件、条例改正 3 件、契約案件 2 件、補正予算 6 件の 23 案件を上程させていただきましたが、原案どおり可決、決定を賜り、誠にありがとうございました。

引き続き、隠岐広域連合の果たすべき役割をしっかりと認識し、職員と一丸となり、誠心誠意、努力して参る所存でございます。

仲吉議長様をはじめ、議員各位の引き続きのお力添えを賜りますようお願いを申し上げ、閉会御礼のご挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

○議長（仲吉 正）

閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、慎重審議をいただき適切な議決を賜り、誠にありがとうございました。

速やかな議事進行にご協力をいただきましたことに、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

これから皆様方の構成団体の定例会が始まります。まだまだ残暑厳しい旨の予報がございしますが、議員の皆様、執行部の皆様におかれましては、健康に十分留意されまして、益々のご活躍をご祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

本日はこれもちまして散会といたします。

令和 8 年第 3 回隠岐広域連合議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でした。

(本会議閉会宣告 10時05分)